

障害のある方

障害者総合支援法による福祉サービス

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が地域で自立した生活ができるように、各種サービスが受けられます。

対象

身体、知的、精神（発達障害の方を含む）に障害のある方、難病等の方々

内容

①障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費の支給）

訪問系サービス（居宅介護等）、日中活動系サービス（生活介護等）、居住系サービス（施設入所支援等）があります。

②補装具費の支給

身体に障害のある方、難病等の方が日常生活に必要な車椅子・義肢・補聴器・視覚障害者安全つえの購入などに要する費用を補助します。

③自立支援医療費の支給

障害のある方が心身の障害の軽減等を図るため、必要な医療費の自己負担分の軽減（更生医療・精神通院医療・育成医療）が受けられます。

障害者福祉課 TEL 224-5785

育成医療について＝

健康管理課管理給付担当

TEL 229-4124

身体障害者手帳・療育手帳

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者福祉法第15条指定医師が作成する市指定の診断書を添えて申請し、視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害または肢体不自由で、法律に定められた程度以上の永続する機能障害があると認められる方に身体障害者手帳を交付します。

なお、身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書の作成費用について、補助制度があります（限度額3,000円）。

また、療育手帳については市に申請し、県の機関である児童相談所または更生相談所で知的障害があると認定された方に手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）

障害者福祉課 TEL 224-5785

▶精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（そううつ病、統合失調症等）で、一定以上の精神障害が認められていて長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が、市に申請することで、県から交付されます。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

*申請書・診断書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています（手帳の交付に関しては対応できません）。

▶自立支援医療（精神通院医療）

精神障害で定期的な通院治療を必要とする方が支払う医療費について、自己負担の一部を公費で負担する制度です。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

*申請書・意見書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています。

対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

心身障害者手当など

障害者福祉課 TEL 224-5785

▶在宅心身障害者手当

在宅で心身に重度の障害のある方（身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級）に手当を支給しています。

*住民税が課税されている方、施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所中の方・平成22年1月1日以降に65歳以上で新規に手帳を取得した方は、対象となりません。



手当額

区分	身1級・ ④・精1級	身2級・A	身3級・B・ 精2級
20歳未満	月額 9,500円	月額 8,500円	月額 3,500円
20歳以上	月額 6,000円	月額 5,000円	月額 3,000円

手続き

本人名義の預金通帳・身体障害者手帳(または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)・マイナンバー(個人番号)および本人確認書類を持って、障害者福祉課(本庁舎1階)までお越しください。

▶ 特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体の重度の障害のため、日常生活において常時特別介護を要する状態にある方(施設に入所中の方や、病院などに継続して3か月を超えて入院している方を除く)に支給します。

手当額 月額28,840円

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

▶ 障害児福祉手当

20歳未満で次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳1級および2級の一部の方
- 療育手帳④相当の方
- 精神障害・血液疾患などで上記の2つと同等の方

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所中の方を除く。

手当額 月額15,690円

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

▶ 経過的措置による福祉手当

対象は、昭和61年4月1日の制度改正以前に20歳以上で、制度改正前の福祉手当を受給していた方です(障害

基礎年金・特別障害者手当の受給者や施設に入所している方を除く)。

手当額 月額15,690円

所得に応じて支給の制限があります。

● 自動車に関する補助・助成

障害者福祉課 TEL 224-5785

▶ 自動車運転免許取得費の補助

障害者手帳の交付を受けている方で運転免許の取得により就労(通勤)などの社会活動の拡大の見込みがある方を対象に補助を行っています。

補助額 必要経費の3分の2
(上限10万円)

▶ ガソリン購入費の補助

両下肢の著しい機能障害により、常時車いすを使用し、就労(通勤)のため自分で所有する自動車を運転している方を対象に、ガソリン税に相当する金額を補助しています。

限度額 1か月あたり80リットル分のガソリン税相当額

▶ 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢または体幹機能に障害のある方に対し、就労に伴い本人が所有し運転する自動車の走行装置および駆動装置などの一部を改造する必要がある場合、費用を助成します(所得制限あり)。

助成額 上限10万円

● 有料道路料金の割引

障害者福祉課 TEL 224-5785

下記の対象となる自動車の有料道路料金を割引します。

対象

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自ら運転する乗用自動車・貨物自動車、手帳所持者本人または親族などが所有する自動車。

身体に重度の障害のある方または重度の知的障害の方が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・貨物自動車、手帳所持者本人または親族などが所有する自動車。

* 営業用の自動車を除きます。

● 軽自動車税種別割などの減免

**軽自動車税種別割 市民税課
TEL 224-5637**

▶ 軽自動車税種別割の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のためにもっぱら使用される軽自動車等については、軽自動車税種別割の減免制度があります。

▶ その他自動車に関する税金の減免

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免については、下記までお尋ねください。

窓口	電話番号
埼玉県自動車税事務所 所沢支所	04-2998-1321
埼玉県自動車税事務所 課税第二担当	048-658-0227

* 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免申請はどちらの窓口でも申請可能です。

* 一部の申請については、川越県税事務所(TEL 242-1801)でも受け付けできます。

● 旅客運賃・ 携帯電話料金の割引

各会社窓口

▶ 旅客運賃の割引、携帯電話料金の割引

障害者手帳を掲示することにより、各種交通機関の運賃、または携帯電話料金の割引が受けられる場合があります。ただし、一定の制限がありますので各窓口へお問い合わせください。

● 市内循環バス(川越シャトル)の特別乗車証

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害者手帳の交付を受けた方などに、市内循環バス(川越シャトル)が無料で利用できる特別乗車証を交付します。手帳の種類や、障害者福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定内容により、介護者も無料となる場合があります。詳しくはお尋ねください。



● 重度心身障害者タクシー 利用券・ガソリン利用券

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方にタクシー利用券またはガソリン利用券を交付しています。

市ホームページから電子申請ができます。

▶ タクシー利用券

県内に営業所のあるタクシーを利用するとき、初乗り料金相当分が割引となる利用券です。

▶ ガソリン利用券

市と協定を結んでいるガソリンスタンドで割引を受けることができる利用券です。

*いずれか一つの利用券のみの交付となります。

● 日常生活用具費の支給

障害者福祉課 TEL 224-5785

▶ 日常生活用具費の支給

在宅で障害のある方、難病等の方に対し、日常生活をサポートするための用具費を支給します。

支給対象となる用具の例

点字タイプライター・聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・電磁調理器・火災警報器・視覚障害者用時計など

● 重度身体障害者入浴サービス

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で入浴が困難な身体に重度の障害のある方（介護保険対象者は除く）または高度な医療的なケアを要する重症の心身障害のある子に、巡回入浴車による訪問入浴サービスに要する費用を支給します。申し込みには、所定の医師の入浴意見書が必要です。

● NHK放送受信料の免除

障害者福祉課 TEL 224-5785
NHKさいたま放送局
経営管理企画センター
TEL 048-833-2045

障害のある方が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合、全額免除が受けられます。

視覚・聴覚に障害のある方または重度の障害のある方が世帯主で、かつ放送受信契約者の場合、半額免除が受けられます。

● 重度身体障害者寝具乾燥

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を乾燥し、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

● 重度身体障害者寝具丸洗い

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を丸洗いし、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

● 緊急通報システム

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方で、1人暮らしまたはそれに準じ、自宅に電話のある方に設置します。

● メール110番・FAX110番

埼玉県警察本部通信指令課
TEL・FAX 048-832-0110

埼玉県警では、聴覚・言語に障害のある方などが事件や事故にあったとき、警察へ緊急通報できる手段として、携帯電話やパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報するシステム「メール110番」や、ファクスを利用した「FAX110番」を開設しています。

通報用アドレス(URL)

<http://saitama110.jp/>

FAX110番(通報)

FAX 0120-264-110

● FAX119番

消防局指揮統制課
TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が緊急時に利用できます。火事・救急の際にご利用ください。専用の用紙がありますので、緊急時に備え、あらかじめ必要事項を記入しておくようにしてください。なお、手話通訳者の手配が必要な場合はその旨を記入してください。
FAX119番(通報)=FAX 119(局番なし)

● Net119緊急通報システム (Net119)

障害者福祉課
TEL 224-5785 FAX 225-3033
消防局指揮統制課
TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が、携帯電話またはスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、ブラウザ上での項目選択および文字入力での119番通報が行えるシステムです。手話通訳者の手配が必要な場合は、通報時の入力欄に入力してください。

このシステムは登録制です。障害者手帳、利用を希望される携帯電話またはスマートフォンを持参し、障害者福祉課（本庁舎1階）で申請を行ってください。

申請書の配布場所は、障害者福祉課、川越地区消防組合各消防署・各分署です。また、川越市ホームページ、川越地区消防組合ホームページからダウンロードできます。

● 全身性障害者介護人派遣事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内在住の18歳以上の全身性障害のある方で身体障害者手帳を持ち、特別障害者手当の支給に該当する方および脳性まひによる障害の程度が1級で、外出に当たり適当な介護者がいない方に派遣します。



福祉

● 重度障害者居宅改善整備費補助

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能障害の程度が1級または2級である者として記載されている方が住宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合、予算の範囲において改善工事費(上限40万円)を補助します。ただし、介護保険または日常生活用具給付の対象となる工事や、新築・改築・増築に際して行う工事は除きます。

● 視覚障害者 ガイドヘルパー

社会福祉協議会 TEL 225-5703

重度の視覚障害(身体障害者手帳1級)のある方が、社会生活を送るうえで外出する際に(原則市内)付き添いがなく、支障がある場合に移動を支援します。

● 手話通訳者の派遣

障害者福祉課
TEL 224-5785 FAX 225-3033

手話を使う聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、手話通訳者を派遣します。市ホームページから電子申請ができます。

● 要約筆記者の派遣

障害者福祉課
TEL 224-5785 FAX 225-3033

要約筆記を必要とする聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、要約筆記者を派遣します。

● 盲ろう者向け通訳・ 介助員の派遣

埼玉盲ろう者
友の会派遣事業担当
TEL・FAX 048-823-7080

盲ろう者(視覚・聴覚の両方に障害のある方)に対し、社会生活を送るうえで必要なときに、通訳・介助員を派遣します。

＊職員がいるのは、火～金曜日、午前9時30分から午後4時30分までです。

メールでの問い合わせ

haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

● 地域生活支援事業の サービス利用

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方があらかじめ利用者登録することで屋外での移動の支援(移動支援)、事業所にて日中の活動の場の提供(日中一時支援)、創作活動または社会との交流の促進等(地域活動支援センター)などのサービスを受けます。

● 障害者等生活サポート事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が、あらかじめ利用者登録することで、市へ登録した民間のサービス団体による一時預かり、介護人の派遣、介護に伴う送迎、外出のときの援助などのサービスを受けられます。

＊利用料基準単価の3分の1は自己負担。18歳未満の障害児は生計中心者の所得に応じて、登録団体の利用料の一部が補助されます。

● 埼玉県心身障害者 扶養共済制度

障害者福祉課 TEL 224-5785

心身に障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めると、保護者に万一のことがあった場合、残された心身に障害のある方に終身一定の年金が給付されます。

加入資格は知的障害のある方、身体障害者手帳1～3級所持の障害者、精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が前記の障害と同程度の方を扶養している65歳未満の方であって県内に住所を有し、特別の疾病または障害がなく、生命保険の被保険者となることのできる方です。

● 相談支援事業

障害者総合相談支援センター
生活相談 TEL 293-9290
就労相談 TEL 293-4319

障害のある方やそのご家族等へ総合的・専門的な相談支援や就労相談支援を行います。

● ファクスによる問い合わせ

電話の使用が困難な方は、ファクスをご利用ください。

- 川越市役所 FAX 225-2171
- 障害者福祉課 FAX 225-3033
- 社会福祉協議会 FAX 226-7666
- 職業センター FAX 232-9912
- みよしの支援センター FAX 229-2811
- 総合福祉センター・オアシス FAX 228-0202
- 障害者総合相談支援センター
(生活相談) FAX 293-9291
(就労相談) FAX 293-4329

● 障害のある子のための施設

▶ 川越市児童発達支援センター
TEL 257-6900

発育発達に不安や心配のある就学前の子どもを対象に、一人ひとりの特性に応じた、適切かつ総合的な働きかけを行うことにより成長発達を促す通所支援を行います。

子どもの主体性を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を立てて支援します。

＊利用にあたっては通所受給者証の申請が必要です。

▶ 障害児通所支援(通所給付費の支給)
療育支援課 TEL 224-6247

児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援などの支援があります。

子どもの発達支援・相談などは、▶ 64ページに掲載しています。



福祉

高齢者

高齢者の生きがいを 支援するために

▶市内循環バス(川越シャトル) 特別乗車証の交付

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上90歳未満の方には、1回の乗車につき100円で利用できる割引乗車証を発行します。また、90歳以上の方には無料乗車証を発行します。

▶健康ふれあい入浴

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

65歳以上の方が、下記の入浴施設を利用する際に料金の一部(200円)を補助する利用券(年度6回分)を交付します。

- 川越湯遊ランド 新富町1丁目9-1
 - 小江戸はつかり温泉 渋井26-1
 - 小江戸温泉KASHIBA 松郷1313-1
 - 小さな旅 川越温泉 上野田町41-7
 - 天然温泉ふるさとの湯 坂戸市栗生田40
- *利用できる施設が変更となる場合があります。

▶敬老マッサージサービス

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上の方(年度内に70歳に達する方)に、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの利用券(年1回分)を交付します。

▶長寿祝い金

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

9月1日現在、引き続き1年以上市内に住んでいる88歳、100歳、最高齢(男・女)の方にお贈りします。

88歳	20,000円
100歳	50,000円
最高齢(男・女)	50,000円

▶金婚祝記念品

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

結婚50周年を迎える夫婦に、祝状と記念品を贈呈します。申請については、広報川越などでお知らせします。

▶介護支援いきいきポイント事業

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

市の指定を受けた介護関連施設等でボランティア活動を行った際にポイントがたまり、翌年度に活動奨励金や市の特産品などと交換できます。

対象

市内に住所を有する65歳以上で、活動の実施が可能な身体状況であり、登録研修を受講のうえ、登録手続きをした方

▶老人クラブ

老人クラブ連合会事務局

(社会福祉協議会内) TEL 225-5703

豊かで健康な老後の生活を送るため、高齢者が、地域ごとに結成、活動しており、令和5年4月現在、81のクラブがあります。加入は、おおむね60歳以上の方が対象です。クラブの人数に応じて助成金を給付します。

▶高齢者の働く機会

シルバー人材センター TEL 222-2075

働くことにより自らの生きがいを求める、60歳以上の健康な方を募集しています。

高齢者の住環境のために

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

▶居宅改善費助成

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方が、要介護状態への進行予防のために、居宅の改善を行う場合、経費の一部を助成します。

市内に1年以上居住し、本人と同居者それぞれの市民税所得割が10万円以下の方などの対象要件があります。

助成金 対象経費の3分の1以内
(限度額10万円)

〈広告〉

もしかして認知症?と思ったら…

ものわすれ相談

ふけびょういん 検索



F 富家病院
FUKU

完全予約制 ふじみ野市亀久保 2197

049-264-8811



▶家具転倒防止器具等取付

65歳以上の方のみで構成される世帯に対し、家具の転倒防止器具の取り付けを行います。取り付け費用は、1世帯3台まで無料です。器具の費用については自己負担となります。

▶住替家賃助成

65歳以上で家主から立ち退きを要求され、他の民間賃貸住宅に転居した方に、家賃の差額および転居一時金を助成します。対象となるのは、65歳以上の1人暮らし世帯あるいは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、1年以上市内に居住し、生計中心者の市民税所得割が非課税で転居後の家賃が6万5,000円未満の方です。ただし、生活保護受給者は対象外です。

助成金 限度額月3万円(10年間)。
転居一時金は限度額6万円

▶高齢者住宅整備資金の貸付

60歳以上の親族と同居しているか同居しようとしている方が、高齢者専用の居室等を増改築する場合に資金を貸付けます。1年以上市内在住で、市税を完納の方。連帯保証人など一定の要件があります。

貸付金 200万円以内(無利子)

▶老人アパート

65歳以上の1人暮らしで、家主から立ち退きを要求されるなど緊急に住宅の確保が必要な方に、市が借り上げたアパートを提供しています。空室が出た場合、広報川越で募集します。

要件

- ①生活保護受給者または市県民税が非課税
- ②引き続き市内に2年以上居住している
- ③独立して通常生活を営むことができる

●高齢者の生活支援のために

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

▶要介護高齢者手当

要介護高齢者に手当を支給。申請を受理した当月分から支給。

対象 65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護3～5の認定者)

手当額(月額) 8,000円

▶家族介護慰労金

要介護4または5と認定されている方を、主として在宅で介護している家族の方に慰労金(年間10万円)を支給。

対象

次の条件を全て満たしている被保険者を、主として在宅で介護している家族の方

- 要介護4または5と認定された期間において、継続して1年間、介護保険のサービス(年間1週間以内の短期入所サービスの利用を除く)を利用していない(連続90日を越える長期入院があった場合、入院の前後の在宅期間を合わせて1年間とします)
- 要介護者、家族の方のいずれも市民税が非課税

▶紙おむつ給付

月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付。申請を受理した翌月から給付。

対象

65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護4～5の認定者または要介護1～3の認定者のうち一定の要件を満たす方)で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な方
*5,000円を超える場合は自己負担となります。

▶寝具丸洗い

年1回寝具の丸洗いを無料で行います。

対象

65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割が非課税である方のうち、要介護高齢者手当受給者または、1人暮らしの方

▶訪問理美容サービス

理容師・美容師が、在宅の高齢者の居宅を訪問して調髪・カットを行います。1年度につき4回まで(決定日により回数異なります)。費用は1回あたり2,000円です。

対象

65歳以上で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、店まで出向くことが困難な在宅の高齢者のうち、要支援1・2または要介護1～5の認定者

▶日常生活用具給付・貸与

給付 自動消火器・火災警報器・電磁調理器

*生計中心者の所得に応じて自己負担があります。

*自動消火器・火災警報器については、市内在住の65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護1～5の認定者)と1人暮らしの方が対象です。

*電磁調理器については、65歳以上で在宅の1人暮らしの方が対象です。

貸与 老人用電話

*市民税所得割が非課税の65歳以上の1人暮らしかつ現に電話の権利を有しない方が対象です。通話料は本人負担です。

▶緊急通報システム

おおむね65歳以上の慢性疾患により常時注意を要する1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、電話加入者を対象に、緊急事態発生時に消防局に緊急通報ができる装置を貸与します。

費用 無料

*ただし、日中独居世帯等は、所得に応じて費用の一部を負担。



福祉



▶配食サービス

65歳以上の1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、高齢・心身の障害などの理由により自分で調理や買い物することが困難な方に食事をお届けするとともに、安否を確認します。1日1食(昼食分または夕食分)、週4回まで。費用は、1食あたり500円。

▶救急情報キット

65歳以上の1人暮らし世帯等に、救急時に必要な情報(かかりつけの医療機関や緊急連絡先など)を記入・保管できるシート等を民生委員が配付します。

▶生活管理指導員等の派遣

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けておらず、介護予防・生活支援サービス対象者でない65歳以上の方のうち、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立などにより、社会適応が困難な方を対象に、生活管理指導員などを派遣し、日常生活に関する支援・指導を行います。

費用 世帯の生計中心者の前年分所得税額により異なります

利用回数 週1回、1時間以内

▶生活管理指導短期宿泊

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方を一時的に養護する必要がある場合、施設で短期間の宿泊により日常生活に対する支援・指導を行います。

費用 1日1,730円

利用回数 年度7日以内

● 成年後見等制度利用支援

高齢者いきがい課

TEL 224-5809

障害者総合相談支援センター

TEL 293-9290

認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない方は、財産管理や介護施設への入所の契約を結んだり、遺産分割を行ったりすることが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような方を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見(保佐・補助)の申し立てを行う場合に、親族がいない、または親族がいても申し立てを行うことが難しい方に対し、相談・支援を行います。成年後見人などへの報酬について、本人の所得状況により助成を行います。

● 川越市成年後見センター

川越市成年後見センター(オアシス内)

TEL 225-5703

成年後見制度に関する総合窓口として窓口相談や講座を行います。

電話での問い合わせも随時受け付けています。

地域福祉

● ボランティア支援活動

ボランティアを行いたい方、ボランティアの派遣を希望する方の相談は、下記の窓口で受け付けています。

▶川越市ボランティアセンター

□ ボランティア室(オアシス内)

TEL 225-6931(火・水・金・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー西(メルト内)

TEL 231-5730(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー南(ジョイフル内)

TEL 248-0737(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー保健センター(総合保健センター内)

TEL 226-0118(水・金曜日、午前10時～午後3時)

● 川越市自立相談支援センター

川越市自立相談支援センター

TEL 293-9413

失業、病気、家族の問題などが原因で、生活に困っている人からの相談に応じて、必要な情報提供等を行い、寄り添って自立へ向けたさまざまな支援を行っていきます。

福祉施設

● 川越市総合福祉センター・オアシス

川越市総合福祉センター・オアシス

TEL 228-0200

福祉の向上と地域福祉促進の拠点として高齢者および障害のある方の「自立支援」「生きがいづくり」「健康の維持・増進」を図る施設です。一般の方も利用できる温水プール・体育室があります。



● 老人福祉センター

西後楽会館(笠幡3574) TEL 232-6177

高齢者の健康増進と教育、レクリエーションのための施設。60歳以上の方は無料で利用できます。大浴場があります。

● 老人憩いの家

シルバー人材センター TEL 222-2075

教養の向上やレクリエーションなどの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設です。60歳以上の方が無料で利用できます。

■小ヶ谷老人憩いの家(小ヶ谷159-17) TEL 245-8494

■高階北老人憩いの家(砂新田1丁目16-1) TEL 248-6565

■川越駅東口老人憩いの家(菅原町23-10) TEL 228-7717

● 老人ホーム

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

▶ 養護老人ホーム

環境上の理由および、経済的な理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象にした施設です。本人と扶養義務者の所得に応じた負担があります。

■やまぶき荘(笠幡3590-2)
TEL 231-1551

▶ 生活支援ハウス(メトレ)

1人での生活に不安がある高齢者に対し、住居・相談などのサービスを提供します。

対象

市内に住所がある60歳以上で、次の要件を全て満たす方

■1人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属している

■家族による援助を受けることが困難である

■独立して生活することに不安がある

費用

居住部分に係る利用料(所得により異なる)と光熱水費などの実費

生活保護・見舞金など

● 生活保護

生活福祉課 TEL 224-5784

収入が少なく、生活に困っている方へ経済的な支援を行うことで生活を安定させ、就労支援等によって自立できるようにお手伝いをします。

生活保護費は、最低限度の生活を維持できるよう国の基準に基づいて支給されます。経済的に困りの方は、ご相談ください。

● 見舞金など

▶ 災害見舞金

福祉推進課 TEL 224-5769

災害により被災した方に見舞金を支給します(災害救助法の適用を受けないものに限る)。

療養期間がおおむね1か月以上の負傷

1人4万円

住居の全焼、全壊または流失 13万円

住居の半焼または半壊 7万円

住居の部分焼または水損 3万円

住居の床上浸水 7万円

▶ 難病患者見舞金

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内に1年以上住所を有し、指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証(川越市発行)のいずれかの交付を受けている方が申請することにより、見舞金の支給が受けられます。市ホームページから電子申請ができます。

*健康管理課(総合保健センター1階)でも申請受付を行っています。

● 戦没者遺族・戦傷病者の援護

福祉推進課 TEL 224-5769

戦没者の遺族および戦傷病者に対する給付金などの事務を行っています。

● 民生委員・児童委員

福祉推進課 TEL 224-5769

令和6年4月1日現在、493人の民生委員・児童委員が、生活に困っている方などの自立支援に必要な相談や援助を行っています。

傷病・失業・心身の障害・児童問題・ひとり親家庭・高齢者などの生活上のさまざまな問題でお困りのときは、各地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

医療費助成

● 重度心身障害者医療費の助成

高齢・障害医療課 TEL 224-6195

身体障害者手帳1～4級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、または埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金を助成します。ただし、一定以上の所得がある場合は、支給を停止します。

登録が必要です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つと健康保険証・預金通帳・印鑑・マイナンバー確認書類を持って、高齢・障害医療課(本庁舎2階)にお越しください。平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。



福祉